

定員超過利用減算・人員基準欠如減算

共通減算

介護老人福祉施設・介護老人保健施設
通所介護・通所リハビリテーション
短期入所生活介護・短期入所療養介護

■概要

定員超過利用減算および人員基準欠如減算とは、介護保険指定事業所において各サービス事業で定められた施設利用者定員を上回った場合や職員の配置数が基準を満たさなくなった場合に、入所者（利用者）全員に対して基本報酬を70%給付とするものです。

この減算基準は『厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法』（平成12年2月10日厚生省告示第27号）に「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する」と定められています。

定員超過は利用定員を超えてサービス提供を行った場合に、入所者（利用者）全員について所定単位数の70%に減算となります。利用定員は月平均を用いるため、ある日が定員超過となってもすぐには減算となりません。しかし、定員超過は翌月から減算となり、解消されるまでとなります。災害等やむを得ない場合はこの限りではありません。

人員基準欠如減算は、介護保険指定事業所の看護職員や介護職員などの配置数が人員基準を下回った場合、入所者（利用者）全員に対して所定単位数の70%に減算します。

人員基準上、必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消された月まで減算し、1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消された月まで減算します。

ただし、翌月の末日に人員基準を満たせた場合は、減算の対象となりません。なお、既に利用者定員超過で減算されている場合は、人員基準欠如による減算はありませんので、単に所定単位数の70%を算定することになります。

■算定要件

厚生労働省基準

所定単位数の70%に減算

『厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法』（平成12年2月10日厚生省告示第27号）

【介護老人福祉施設】（定員超過利用減算）

十二 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法

イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
施行規則第三百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあっては、入所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。）。	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【介護老人福祉施設】（人員基準欠如減算）

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員，看護職員 又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める 介護福祉施設サービス費の算定方法
指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員，看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護福祉施設サービス費については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員，看護職員 又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める 介護福祉施設サービス費の算定方法
常勤換算方法で，入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず，又は指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【介護老人保健施設】（定員超過利用減算）

十三 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法

イ 介護老人保健施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める 介護保健施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【介護老人保健施設】（人員基準欠如減算）

ロ 介護老人保健施設の医師，看護職員，介護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師，看護職員，介護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める 介護保健施設サービス費の算定方法
介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数を置かないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 介護老人保健施設の医師，看護職員，介護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サービス費については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師，看護職員，介護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める 介護保健施設サービス費の算定方法
常勤換算方法で，入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず，又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置かないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【通所介護】（定員超過利用減算）

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法

イ 指定通所介護の月平均の利用者の数（指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定若しくは第一号通所事業（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営

に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業をいう。この号及び第十五号において同じ。）の指定又はその双方の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定通所介護の利用者の数、指定介護予防通所介護の利用者の数及び第一号通所事業及び指定介護予防通所介護の利用者の数の合計数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費，通常規模型通所介護費，大規模型通所介護費（Ⅰ）又は大規模型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
<p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百十九条の規定に基づき都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。第四号のロの（2）及び（3），第十四号のイの（2）及び（3）並びに第十八号のロの（2）及び（3）を除き，以下同じ。）に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ロ 指定療養通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
<p>指定居宅サービス基準第百五条の六に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

【通所介護】（人員基準欠如減算）

ハ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費，通常規模型通所介護費，大規模型通所介護費（Ⅰ）又は大規模型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ニ 指定療養通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【通所リハビリテーション】（定員超過利用減算）

二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け，かつ，指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては，指定通所リハビリテーションの利用者の数及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める 通所リハビリテーション費の算定方法
施行規則第二百十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【通所リハビリテーション】（人員基準欠如減算）

ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める 通所リハビリテーション費の算定方法
指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【短期入所生活介護】（定員超過利用減算）

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

イ 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては，指定短期入所生活介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数とし，指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては，指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については，同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める 短期入所生活介護費の算定方法
<p>指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第二百一十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること。）。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第二百一十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号若しくは第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置、病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあつては、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあつては、入所定員に二を加えて得た数）を超えること。）。</p>	

【短期入所生活介護】（人員基準欠如減算）

ロ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第二百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第二百二十一条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。）である場合にあっては、その併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設（ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設をいう。ホ及び第十六号において同じ。）を除く。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第二百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ニ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法

利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
---	--

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であって、その併設本体施設（ユニット型併設本体施設に限る。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームに限る。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【短期入所療養介護】（定員超過利用減算）

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

（１）指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数（指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定短期入所療養介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数の合計数。ロ（１）及びハにおいて同じ。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める 短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

【短期入所療養介護】（人員基準欠如減算）

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師，看護職員，介護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師，看護職員， 介護職員，理学療法士， 作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める 短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師，看護職員，介護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師，看護職員，介護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて，指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

解釈通知

【介護老人福祉施設・介護老人保健施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護】

(平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表

1 通則

(1) (略)

(2) (略)

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

- ①短期入所生活介護，短期入所療養介護，介護福祉施設サービス，介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては，当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させているいわゆる定員超過利用に対し，介護給付費の減額を行うこととし，通所介護費等の算定方法において，定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが，適正なサービスの提供を確保するための規定であり，定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ②この場合の利用者等の数は，1月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合，1月間の利用者等の数の平均は，当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては，小数点以下を切り上げるものとする。
- ③利用者等の数が，通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所又は施設については，その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで，利用者等の全員について，所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され，定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。

④都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。3 の（6）ニ c 7 の（8）⑤を除き、以下同じ。）は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が 2 月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

⑤災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

（4）常勤換算方法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に一割の範囲内で減少した場合は、1 月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

（5）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

①短期入所生活介護，短期入所療養介護，特定施設入居者生活介護，介護福祉施設サービス，介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、当該事業所又は施設の看護師等の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

②人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

③看護・介護職員の人員基準欠如については、

イ 人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、

ロ 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至

った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。）。

④看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。）。

⑤看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するために必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること（したがって、例えば看護6：1，介護4：1の職員配置に応じた所定単位数を算定していた指定介護療養型医療施設において、看護6：1，介護4：1を満たさなくなったが看護6：1，介護5：1は満たすという状態になった場合は、看護6：1，介護4：1の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数ではなく、看護6：1，介護5：1の所定単位数を算定するものであり、看護6：1，介護6：1を下回ってはじめて人員基準欠如となるものであること）。なお、届け出ていた看護・介護職員の職員配置を満たさなくなった場合には、事業者又は施設は該当することとなった職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、③の例によるものとする。

ただし、ユニット型短期入所療養介護事業所又はユニット型指定介護療養型医療施設については、看護6：1，介護4：1を下回る職員配置は認められていないため、看護6：1，介護5：1，看護6：1，介護6：1の職員配置に応じた所定単位数を定めておらず、職員配置が看護6：1，介護4：1を満たさない場合は人員基準欠如となるものであり、看護6：1，介護4：1の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

⑥都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

【通所介護】

(20) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

①当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

- ②この場合の利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ③利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常所定単位数が算定される。
- ④都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- ⑤災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

(21) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- ①当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ②人員基準欠如についての具体的取扱いは次のとおりとする。
 - イ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。
 - ロ 介護職員等の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数（サービス提供時間数に関する具体的な取扱いは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」第三の六の1（1）を参照すること。）を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。
 - ハ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

・(看護職員の算定式)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

・(介護職員の算定式)

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

ニ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たしていない場合を除く。)

・(看護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

・(介護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

③都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。

【通所リハビリテーション】

(23) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について
通所介護と同様であるので、7(20)を参照されたい。

(24) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

①当該事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

②医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の配置数について

は、

イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

③都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。

■定員超過利用減算・人員基準欠如減算に関するQ & A

介護保険最新情報 vol.454 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.1) (平成27年4月1日)

問 短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値とされているが、静養室で受け入れた利用者の数も含めて算出することでよいか。

(答)

災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合と同様に、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）の範囲内の利用であれば、利用者の数に含めずに計算する。

問 常勤の職員の配置が求められる職種については、職員が時間帯を明確に区分し、法人内の他の職務に従事する場合には、特別養護老人ホームにおける勤務時間が常勤の職員が勤務すべき時間数に達しないこととなるため、人員基準を満たすためには当該職員とは別に常勤の職員を配置する必要があると考えてよいか。

(答)

貴見のとおりである。

問 職員が時間帯を明確に区分し、法人内の他の職務に従事した時間については、常勤換算方法における職員の勤務延時間数に含まないと考えてよいか。

(答)

貴見のとおりである。

問 特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯については、従前のおり、介護職員等の直接処遇職員については原則として兼務ができず、その他の職員の兼務についても、同一敷地内の他の社会福祉施設等への兼務であって、入所者の処遇に支障をきたさない場合に限られるものと考えてよいか。

また、特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯以外については、職員が別の敷地内にある他の事業所や施設の職務に従事することができると考えてよいか。

(答)

貴見のとおりである。

問 今回の専従要件の緩和を受けて、生活相談員が、一時的に入院した入所者の状況確認のための外出をすることは認められるか。

(答)

ご指摘の一時的に入院した入所者の状況の確認のための外出については、一般的には、特別養護老人ホームに従事する生活相談員として通常果たすべき業務の範囲内と考えられるところであり、特別養護老人ホームに従事する時間帯に行っても差し支えないと考える。

問 一部ユニット型施設・事業所が、ユニット型部分とユニット型以外の部分それぞれ別施設・事業所として指定されることとなった場合について、専従要件や利用者の数などの加算の算定条件についてどのように考えればよいか。

(答)

従来、「一部ユニット型」として指定を受けていた施設が、指定更新により、ユニット型施設とユニット型以外の施設とで別の指定を受けている場合を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設（又は地域密着型介護老人福祉施設）が併設されている場合については、「個別機能訓練加算」や「常勤医師配置加算」など常勤職員の専従が要件となっている加算について、双方の施設を兼務する常勤職員の配置をもって双方の施設で当該加算を算定することは認められないものとしてきたところである。

しかしながら、個別機能訓練加算については、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する」ことが理学療法士等に求められているものであり、一体的な運営が行われていると認められる当該併設施設において、双方の入所者に対する機能訓練が適切に実施されている場合で、常勤の理学療法士等が、双方の施設において、専ら機能訓練指導員としての職務に従事しているのであれば、今後、当該加算の算定要件を双方の施設で満たすものとして取り扱うこととする。

また、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における「看護体制加算」と「夜勤職員配置加算」については、入所者数に基づいた必要職員数を算定要件としている加算であり、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設（又は地域密着型介護老人福祉施設）が併設されている場合についてのこれまで

の取扱いと同様、双方の入所者の合計数に基づいて職員数を算定するものとする。

※短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

※平成 23 年 Q & A 「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定，介護報酬等の取扱いについて（疑義解釈）」（平成 23 年 9 月 10 日）

介護保険最新情報 vol.267 平成 24 年度介護報酬改定に関する関係 Q & A (vol.1) (平成 24 年 3 月 16 日)

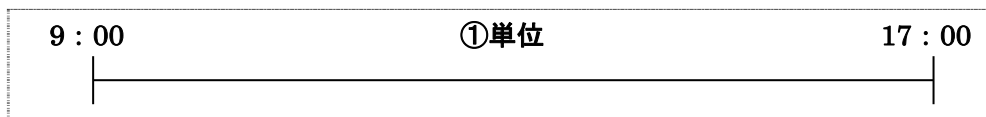
問 生活相談員及び介護職員の具体的な人員配置の方法はどのようなものなのか。

(答)

以下のとおり。

(1) 利用者 20 人，サービス提供時間が 8 時間の場合

■ 1 単位 ①利用者 20 人 サービス提供時間 8 H



○生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	8 H	8 H

○介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	8 H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 8$ (※) = 16H

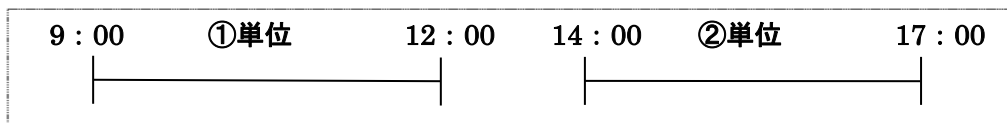
※平均提供時間数（利用者全員が 8 H なので平均提供時間数も 8 H）

⇒介護職員を常に 1 名以上確保した上で，ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（16H のうち 8 H は常時介護職員が確保されるよう配置し，残り 8 H の柔軟配置が可能）。

(2) サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

■ 2 単位 ①利用者 20 人 サービス提供時間 3 H

②利用者 20 人 サービス提供時間 3 H



○生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	3H	6H (3H+3H)
②	20人	3H	

○介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	3H	$(20 - 15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H
②	20人	3H	$(20 - 15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H

※平均提供時間数（単位ごとに、利用者全員が3Hなので平均提供時間数も3H）

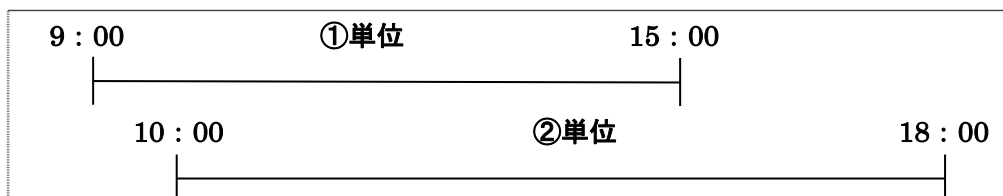
⇒単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能）。

（3）サービス提供時間が6時間と8時間の場合

■パターン1：単位を分けて別々のサービス提供をする場合

①利用者3人 サービス提供時間6H

②利用者12人 サービス提供時間8H



○生活相談員の確保すべき勤務延時間数

①	3人	6H	9H（事業所における開始時刻から終了時刻まで（9：00～18：00））
②	12人	8H	

○介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	3H	$(20 - 15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H
②	20人	3H	$(20 - 15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H

※利用者数が15人以下の場合は、確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

⇒単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるため、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要になる。

■パターン2：同一単位で同時一体的にサービスを提供する場合

①利用者 15人 サービス提供時間 6H（3名利用）と 8H（12名利用）



○生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	15人	9H	9H(9:00~18:00)

○介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	3人	6H	9H(9:00~18:00)
	12人	8H	

⇒平均提供時間数は(3×6+12×8)単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるため、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要になる。

介護制度改革 INFORMATION vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol.1) (平成 18 年 3 月 22 日)

問 介護予防通所介護・通所リハビリテーションの定員超過・人員欠如の減算については、
 歴月を通じて人員欠如の場合のみを減算とするのか。

(答)

介護予防通所介護・通所リハビリテーションについては、月単位の包括報酬としていることから、従来の一単位での減算が困難であるため、前月の平均で定員超過・人員欠如があれば、次の月の全利用者について所定単位数の70%を算定する取扱いとしたところである。なお、この取扱いについては、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションについても同様としたので留意されたい。

問 通所サービスと介護予防通所サービスについて、それぞれの定員を定めるのか、それとも全体の定員の枠内で、介護と予防が適時振り分けられれば良いものか。その場合、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように見るべきか。

(答)

通所サービスと介護予防通所サービスを一体的に行う事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者（要介護者）と予防給付の対象となる利用者（要支援者）との合算で、利用定員を定めることとしている。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援

者とを合わせて 20 という意味であり、利用日によって、要介護者が 10 人、要支援者が 10 人であっても、要介護者が 15 人、要支援者が 5 人であっても、差し支えないが、合計が 20 人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両方が減算の対象となる。

問 小規模、通常規模通所介護費を算定している事業所については、月平均の利用者数で定員超過した場合となっているが、今回の改正で月平均の利用者数とされた趣旨は。

(答)

介護予防通所サービスについては、月額の設定報酬とされたことから減算についても月単位で行うことが必要となったため、定員超過の判断も月単位（月平均）とすることとしている。

また、多くの事業所は、介護と予防の両サービスを一体的に提供し、それぞれの定員を定めていないと想定されることから、介護給付についても予防給付にあわせて、月単位の取扱いとしたところである。

問 通所介護における定員遵守規定に、「ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない」との規定が加えられた趣旨如何。

(答)

従前より、災害等やむを得ない事情がある場合には、その都度、定員遵守規定にかかわらず、定員超過しても減算の対象にしない旨の通知を発出し、弾力的な運用を認めてきたところであるが、これを入所系サービスと同様、そのような不測の事態に備え、あらかじめ、規定する趣旨である。したがって、その運用に当たっては、真にやむを得ない事情であるか、その都度、各自治体において、適切に判断されたい。

介護保険最新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (vol.1) (平成 21 年 3 月 23 日)

問 通所系サービス各事業所を経営する者が、市町村から特定高齢者に対する通所型介護予防事業も受託して、これらを一体的にサービス提供することは可能か。また、その場合の利用者の数の考え方如何。

(答)

それぞれのサービス提供に支障がない範囲内で受託することは差し支えないが、その場合には、通所系サービスの利用者について、適切なサービスを提供する観点から、特定高齢者も定員に含めた上で、人員及び設備基準を満たしている必要がある。

また、プログラムについても、特定高齢者にかかるものと要介護者、要支援者にかかるものとの区分が必要であるとともに、経理についても、明確に区分されていることが必要である。

なお、定員規模別の報酬の基礎となる月平均利用人員の算定の際には、(一体的に実施している要支援者は含むこととしているが) 特定高齢者については含まない。(月平均利用延

人員の扱いについては、障害者自立支援法の基準該当サービスの利用者及び特定施設入居者生活介護の外部サービス利用者についても同様である。)平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol. 1) 問 42 は削除する。

介護制度改革 INFORMATION vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol. 1) (平成 18 年 3 月 22 日)

**問 介護予防通所介護・通所リハビリテーションの定員超過・人員欠如の減算については、
歴月を通じて人員欠如の場合のみを減算とするのか。**

(答)

介護予防通所介護・通所リハビリテーションについては、月単位の包括報酬としていることから、従来の一単位での減算が困難であるため、前月の平均で定員超過・人員欠如があれば、次の月の全利用者について所定単位数を 70%を算定する取扱いとしたところである。なお、この取扱いについては、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションについても同様としたので留意されたい。

※併せて、下記の間を参照。

介護制度改革 INFORMATION vol.114 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol. 5) (平成 18 年 6 月 30 日)

**問 上記の間において示された通所介護における看護職員についての具体的な人員欠如の
計算方法如何。**

(答)

通所介護における看護職員については、月平均で 1 名以上を配置するものとしているところであるが、この場合の減算の考え方は、「指定居宅サービス費の額の算定基準（短期入所サービス等にかかる部分）等の制定に伴う実施上の留意事項」（平成 11 年老企第 40 号）に定められた介護保険施設等における人員欠如減算と同様、人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合には、翌月分を減算することとする。なお、この措置は 4 月 1 日に遡って適用することとする。

(算定式) (単位ごと)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日}} \geq 0.9$$

平成 13 年 3 月 28 日国事務連絡 運営基準等に係る Q & A

問 通所リハビリテーションでは、OT、PT が出張や有給休暇で実際のサービス提供に当たらない日については、人員基準欠如となるのか。

(答)

病院・診療所における通所リハビリテーションについては、居宅サービス運営基準上 OT、

PTは提供時間を通じて専ら配置されていなければならない、出張や有給休暇の場合でも、代替職員等を配置する等により人員基準を満たし、基準に沿ったサービス提供を確保すべきと考えるが、仮に実際のサービス提供時間に不在で、人員基準を満たしていないという場合があれば貴見のとおりの取扱いとなる。

介護老人保健施設における通所リハビリテーションについては、居宅サービス運営基準上、OT、PTは、常勤換算方法で利用者の数を100で除して得た数以上の配置とされ、さらに居宅サービス運営基準解釈通知において、利用者に入所者を加えた合計数を100で除して得た数以上の員数とされているところであり、出張や有給休暇の場合でも、人員基準欠如とはならないものである。

新潟県福祉保健部国保・福祉指導課：実地指導結果からみた人員・運営基準上の留意点について（指定基準等に係る解説）（平成23年9月29日（木））

問 当事業所は、通常規模型通所介護定員20名で事業を実施している。この6月の実績（月平均での定員超過なし）において、2日ほど定員超過（21名利用）が生じたが、定員超過減算をする必要があるのか。また、月平均で定員超過が生じなければ問題はないのか。

（答）

定員超過減算が適用されるのは、「通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える」場合であり、今回の事例（定員超過は2日のみで月平均では利用定員を超えていない）に関しては、定員超過減算を行う必要はありません。

しかしながら、減算の必要がないからといって問題がないわけではなく、利用定員を超過すること自体、基準省令違反に当たります。

従って、減算の対象とならない場合であっても、当然、指導の対象となります。

問 定員超過は、具体的にどのような方法で計算するのか。

（答）

定員超過については、

（算定式）（単位ごと）

1日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の総 数

> 運営規定に定められている定員

1月当たりのサービス提供日数

の場合に減算となります。

なお、「同時にサービスの提供を受けた者の最大数」については、例えば、午前中は10人、午後からは更に2人が利用した場合、当該日の最大数は12人になります。

問 基準省令で定員の遵守が定められているが、但し書きで「災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。」とされている。

日常の中で、利用者から突然利用希望があり、地域的にも他の事業所がない場合などはやむを得ない事情として、定員超過しても差し支えないと考えるがいかがか。(利用者数に対する設備基準及び人員配置基準については、基準省令を満たしていることが前提)

(答)

「やむを得ない事情」については、災害と同等の事情を指すものと解しており、「日常の中で事業者が調整を図れなかった等」の事由は想定しておりません。

事業者から事前に質問のような相談があれば、やむを得ない事情に該当しないため、ケアマネ、他の事業所及び市町村の保険者と連携して、調整を図るよう指導しています。

■正しい解釈と留意事項

定員超過利用減算と人員基準欠如減算は、減算となると70%給付となり減算率が非常に高いため、特に注意が必要です。ここでは、「指定基準、運営基準」と「介護報酬上の減算基準」を理解しなければなりません。特に、利用定員については「月平均」で換算されることが多く、ある日に定員超過となっても別の日に定員を下回っていて平均して定員超過となっていなければ減算となりません。

しかし、定員を超過した入所者（利用者）に対しての人員配置が必要となるため、ぎりぎりの人員配置で定員を超えた日は、運営基準、指定基準上の届け出た人員配置基準違反となってしまいます。そのため、「減算とならなければよい」と解釈することは問題なのです。運営基準を違反した場合は、解釈通知に「定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする」とあるように、定員を超過することが日常的に発生する事業所は行政指導の対象となり、場合によっては指定の取り消しもあるため注意が必要です。また、厚生労働省から次のような解釈も示されています。

『報酬算定上は、「月平均の利用者数」が利用定員を超えた場合等に減算適用となることから、日中の一時的な定員超過により減算適用とならない場合もあるが、運営基準上、定員遵守規定に「月平均」という考え方はなく、よって、減算の有無に関わらず、日中一時的であっても、特別な事情なく、利用定員を超えてサービス提供を行うことは、運営基準違反となる。(平成24年2月29日厚生労働省老健局振興課基準第二係解釈)』

次に、定員超過利用減算、人員基準欠如減算について、入所施設・通所系・短期入所系に分けて留意事項を解説します。

〈定員超過利用減算〉

入所施設系（介護老人福祉施設・介護老人保健施設）

入所施設では、併設の短期入所の空床型利用も定員超過に関係してくることもあります。特に、介護老人福祉施設においては、入院利用者のベッドを空床型短期入所として利用していることも多いのではないのでしょうか。この場合、当初はそのベッドの利用者の入院期間のみの短期入所利用と予定していましたが、その利用者が「早期退院」することによって定員超過するケースと「措置入所」によるやむを得ない定員超過のケースがあります。

前者による定員超過では、「本来予定していた入院期間より早く退院したということ」が診療計画書等で確認できるようにしておく必要があります。「施設側が考えていた入院期間より早く帰ってきたため」では理由にはなりません。定員超過はあくまで「やむを得ない理由」の場合のみなのです。

一方で、後者の定員超過も注意が必要です。虐待等による措置入所は定員超過しても問題ないと理解している方も多いようですが、あくまでも定員超過は「一時的」でなければなりません。措置入所だからといって、定員超過状態が数カ月も継続してはいけないうです。この場合でも早期に定員超過を解消するようにする必要があります。特に留意すべき点は、解釈通知で次のように示されています。

『災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。』

このように災害、虐待等による措置入所であっても翌月には定員超過を解消する必要があります。災害等やむを得ない場合でも災害が発生した時期が月末であり、翌月まで継続することがやむを得ないと認められた場合とあるように、認めるのは都道府県や保険者です。ですから、定員超過は月をまたがず解消するように努める必要があるということです。

通所系（通所介護・通所リハビリテーション）

平成 18 年度介護報酬改定により、定員超過利用減算の取り扱いは「月平均」とされました。基準省令第 102 条に「定員の遵守」規定がありますが、「月平均で定員超過しなければよい」と解釈することが多いため、注意が必要です。定員超過が認められるのは、災害等やむを得ない場合です。また、日常生活総合事業で利用している利用者も利用人数に含まれます。

短期入所系（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

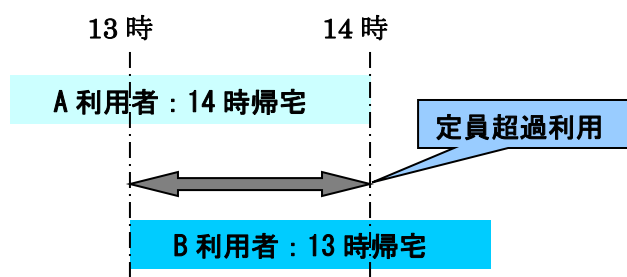
短期入所サービスでは、図のように利用開始時間、帰宅時間が重なり定員超過となることに注意が必要です。短期入所サービスは「専用ベッド、専用の居室」を設けることが基準です。平成 27 年度介護報酬改定により「緊急時の利用」の場合は定員を超過した場合に「静養室」の利用が認められるようになりましたが、これはあくまで緊急時の利用のため定員を超過し、専用の居室、ベッドが確保できない場合です。

なお、災害等のやむを得ない場合は、次のように示されています。

『指定短期入所生活介護事業所は、利用定員（専用居室のベッド数と同数）及び各居室それぞれの定員を超える利用者に対して、同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 138 条「定員の遵守」）』

『「災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない」との規定が設けられたのは、「災害等の不測の事態に備え、あらかじめ規定する趣旨である。したがって、その運用に当たっては、真にやむを得ない事情であるか、その都度、各自治体において、適切に判断されたい」（平成 18 年 4 月改定関係厚生労働省 Q & A（vol. 1））』

図：利用者の利用開始時間と帰宅時間が重なり定員超過となる場合



〈人員基準欠如減算〉

人員基準欠如による減算については、「人員基準欠如となるのはどのような場合か」「人員基準欠如となった場合には、いつまでに解消すると減算とならないか」を正しく理解しておく必要があります。

解釈通知を解説しながら、人員基準欠如減算の算定方法を示します。

常勤換算方法による職員数の算定方法

常勤換算方法は常勤の職員（休暇等の期間について、その期間が暦月で1カ月を超えると常勤とはなりませんので注意してください）については計算する必要がありません。

非常勤の職員については、予定表で計算するのではなく、実際に勤務した時間で計算します。計算方法については、4週間の勤務延時間数を（他事業所と非常勤で兼務している人はそれぞれの事業所で計算）4で割って1週間の平均時間数を算出し、それを就業規則

で定めている常勤の勤務者が勤務すべき1週間の時間数(32時間未満の場合は32時間)で割って計算します。勤務延時間数について算入できる時間数は、その事業所において、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。1人の従業者が常勤換算数1を超えることはありません(そもそも常勤時間に達したら常勤者となります)。

常勤換算人数が定められている事業所については、常勤換算の人数を絶対に下回らないようにしてください。この職員数を満たさない場合は、基準違反になります。

人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定

①看護師数の算定

解釈通知の表記が「看護師」か「看護職員」かに注意する必要があります。前者はいわゆる「正看護師」のみで、後者は「准看護師」も含まれます。

以下の解釈通知は「看護師等」と明記されています。看護師が人員基準上常勤換算で配置が必要な場合のみ、以下の通知のように算定する場合の利用者数は前年度1年間の利用者の延利用数を前年度の日数で除することにより算定します。

『人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする』

②看護・介護職員の人員基準欠如が1割を超える／超えない

1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。

1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

つまり、算定するある月に1割の範囲内で看護・介護職員が減少した場合には、翌月末までに人員基準を満たせば減算とならないのです。

しかし、翌月末といっても常勤換算法で「月単位で充足しているか」を算定しますので、計算上翌月末までに人員基準を満たすように補充をするためには、翌月早めに人員を補充しないと基準を満たさなくなり、翌月からすぐに減算となるので注意が必要です。さらに、看護職員と介護職員の算定方法は異なりますので注意が必要です。

次に1割を超えて人員欠如の場合と1割を超えない場合の算定式を示します。

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合

・その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の70%に減算

(看護職員の算定式)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された看護職員の延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

(介護職員の算定式)

$$\frac{\text{当該月に配置された介護職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合

・その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の70%に減算(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)

(看護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された看護職員の延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

(介護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された介護職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

■算定事例

定員超過利用減算

●介護老人福祉施設 定員超過利用減算 算定事例

定員50床の介護老人福祉施設においてある9月の算定月に8月半ばより1カ月程度の入院加療を要すると診断され、入院している利用者が2人おり、さらに8月上旬より入院期間を示されず入院が長期化することが予測された利用者が1人いたため、新規入所者を9月6日に1人入所させ、短期入所生活介護利用者を空床利用で入院者がある程度いるものと予測し3人利用予約を入れていました。

しかし、9月22日に入所者が1人退院し、9月27日にさらにもう1人の入所者が退院したため、短期入所者の利用期間の短縮を依頼したが短縮調整できず、他の施設へ依頼しましたが、他の施設も受け入れは困難のため、静養室を短期入所利用としました。相談員は「月平均で定員を超えなければよい」と誤って理解していたため、9月の入所、短期入所利用の総人数は1,501人となりました。

ある9月の入所、短期入所利用人数は次のとおりです。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
47人	48人	48人	48人	48人	49人	49人
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
50人	50人	49人	49人	50人	50人	50人
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
51人	51人	51人	51人	51人	51人	51人
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
51人	51人	51人	51人	51人	51人	51人
29日	30日					
51人	51人					

定員超過利用減算は、入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む）が運営規程に定める定員を超過している場合、所定単位数の70%に相当する単位数を算定します。利用者数は、1カ月間（暦月）の利用者数の平均（小数点以下は切り上げ）で計算します。計算は、月におけるサービス提供日にサービス提供を受けた者の合計を、月のサービス提供日数で除して求めます。

事例のサービス提供日にサービスを受けた者の合計は1,501人です。この人数を月のサービス提供日数、9月は30日ですので、30で除します。

$1,501 \text{ 人} \div 30 \text{ 日} = 50.033\cdots$ （小数点以下切り上げ） $\Rightarrow 51 \text{ 人}$

1カ月間の平均は51人となり、定員超過となります。このため、所定単位数の70%に相当する単位数で算定します。

9月が定員超過ですので、10月請求分から定員超過が解消されるまで減算となります。定員超過が9月、10月と2カ月続くと介護保険の指定事業所の取り消しが行われる場合がありますので、定員超過にならないようにすることが重要です。

●介護老人保健施設 定員超過利用減算 算定事例

P介護老人保健施設は、定員50床（短期入所療養介護を含む）の施設です。

利用者Aさんは10月22日午前に退所予定でしたが、10月20日夜にベッドから転落して右大腿部を骨折しました。心疾患があるため手術ができず、保存療法で様子を見るように診断されました。自宅で介護することが難しい家族の事情やAさんの身体状態から、骨折部位が安定するまで施設入所を認めるものとなりました。

しかし、10月22日の午後にはBさんが入所予定であり、Bさんが入所すると定員超過となってしまいます。そこで、Aさんは転落事故再発予防のため、見守りのしやすい静養室を利用していただくものとなりました。

10月の短期入所療養介護を含むベッド利用状況は次のとおりです。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
49人	49人	49人	49人	49人	50人	50人
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
50人	50人	50人	50人	50人	49人	49人
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
49人	49人	50人	50人	50人	50人	50人
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
51人	51人	51人	51人	51人	51人	51人
29日	30日	31日				
51人	51人	51人				

定員超過利用は次のように計算します。

①本事例ではまず月の延べ利用者数を計算します。

49人×9日=441人

50人×12日=600人

51人×10日=510人 計 1,551人

②月平均利用者数を算出します。

1,551人÷31日=50.03…（小数点以下は切り上げ）⇒51人

③10月の月平均利用者数は51人となり、定員超過利用のため、翌月11月は利用者全員について所定単位数の70%に減算となります。また、短期入所療養介護も含めての延べ利用者数ですから、短期入所療養介護も定員超過減算となります。

なお、この状態が11月も続く（2カ月続く）と介護保険指定事業所の指定取り消しとなる場合があります。

●通所介護 定員超過利用減算 算定事例

E通所介護事業所は定員20人の事業所です。日曜日以外はサービス提供を行っています。前年度は月平均19人の利用でしたが、4月の介護保険制度改正により近くの小規模事業所が閉鎖になった影響もあり、利用率が高まり、ある10月の利用状況は次のようになりました。E通所介護事業所の生活相談員は家族等の都合によりやむを得ない場合も大丈夫と誤って理解していました。

1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)
	20人	21人	21人	19人	20人	20人
8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)
	19人	20人	20人	21人	21人	19人
15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)
	19人	19人	22人	21人	19人	19人
22日(日)	23日(月)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)
	20人	21人	20人	20人	20人	20人
29日(日)	30日(月)	31日(火)				
	21人	21人				

定員超過は次のように算定します。

$$\text{平均利用者数（小数点以下切り上げ）} = \frac{\text{当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計}}{\text{当該月のサービス提供日数}}$$

1日ごとの同時にサービスを受けた者の最大数の合計 523人

$$\frac{523 \text{ 人}}{26 \text{ 日}} = 20.11 \dots (\text{小数点以下切り上げ}) \Rightarrow 21 \text{ 人}$$

10月の平均利用者数は21人となり、E通所介護事業所の運営基準に定められている定員は20人のため定員超過となります。

10月が定員超過のため、翌月11月は利用者全員について所定単位数の70%の算定となります。定員超過が解消されるまで減算となりますが、定員超過が2カ月以上続くと介護保険指事業所の取り消しとなる場合があります。

また、やむを得ない定員超過の理由は「災害・虐待等」であり、本事例はやむを得ない定員超過には該当しません。やむを得ない定員超過は保険者に報告し、やむを得ない定員超過であることを確認し、担当する居宅介護支援事業所の記録にも残すように依頼します。また、定員超過となった利用者の個別記録にも保険者、居宅介護支援事業者と連絡し確認を行った旨を記録しておきます。

●通所リハビリテーション 定員超過利用減算 算定事例

A通所リハビリテーション事業所は、事業開始6カ月以上で定員20人です。通常サービス提供時間は6～8時間の通常規模の事業所です。日曜、祭日曜日以外はサービス提供を行っているため、ある10月の算定月の提供日数は26日でした。

A通所リハビリテーションには、①サービス提供時間6時間以上8時間未満、4時間以上6時間未満、3時間以上4時間未満の利用者がおり、予防通所リハビリテーションの利

用者はいません。

各単位数ごとの10月の利用人数は以下のようになっていました。通所リハビリテーションの管理者は11月以降にリハビリテーションを終了し、通所介護に移行する利用者が3人いることで新規の利用者で短時間利用から長時間利用へ結びつける利用者を増やしたい考えがあり、②月平均で定員を超過しなければよい、また単位数ごとに利用者数の換算方法は異なると誤って理解もしており、以下のような利用状況となりました。

6時間以上8時間未満の利用者 12人×26日

4時間以上6時間未満の利用者 10人×26日

3時間以上4時間未満の利用者 2人×14日

算定のポイントは次のとおりです。

- ①単位数ごと（利用時間ごと）に利用者数の換算の仕方が異なります。事例では6時間以上8時間未満はそのまま利用者数で換算し、4時間以上6時間未満は利用者数に4分の3をかけた人数、3時間以上4時間未満は2分の1をかけた人数、さらに1時間以上2時間未満の場合は4分の1をかけた人数となります。

事例の10月分の当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を算定すると、以下の人数になります。

6時間以上8時間未満の利用者 12人×26日 = 312人

4時間以上6時間未満の利用者 10人×26日×3/4 = 195人

3時間以上4時間未満の利用者 2人×14日×1/2 = 14人

計 521人

- ②月平均利用者数を求め、定員超過しているか算定します。

A通所リハビリテーションの10月のサービス提供日数が26日で1日の定員が20人です。

当該月におけるサービス提供日ごとの同時に

平均利用者数(小数点以下切り上げ) = $\frac{\text{サービスの提供を受けた者の最大数の合計}}{\text{当該月のサービス提供日数}}$

当該月のサービス提供日数

1日ごとの同時にサービスを受けた者の最大数の合計 521人

$\frac{521 \text{ 人}}{26 \text{ 日}} = 20.038\cdots$ (小数点以下切り上げ)⇒21人

10月の月平均利用者数は21人のため定員超過となり、翌月11月に利用者全員について所定単位数の70%の算定となります。

●短期入所生活介護 定員超過利用減算 算定事例

A介護老人福祉施設は併設の短期入所生活介護のベッド10床をもつ100床の施設です。ある10月の短期入所生活介護のベッド利用人数は次のようになっていました。短期入所生活介護を担当する生活相談員は利用定員超過利用は月平均を超えなければよく、利用開始

する利用者と帰る利用者の時間が重なっても問題はないと誤って理解していました。

下記の10月の利用人数表の定員を超えている日は帰宅する利用者と利用開始する利用者が時間を重ねて利用したため定員を超えています（図参照）。

ある月の実地指導検査により「短期入所生活介護の利用者は利用している時間帯は専用のベッド、居室を設けること」となっており、定員超過のため減算するようにと指導を受けました。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
9人	10人	12人	12人	10人	10人	12人
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
10人	9人	10人	10人	10人	10人	9人
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
9人	12人	12人	9人	9人	10人	10人
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
10人	10人	9人	51人	10人	10人	10人
29日	30日	31日				
10人	10人	51人				

①10月の延べ利用人数を計算します。

9人利用日×7日 =63人

10人利用日×17日 =170人

12人利用日×7日 =84人

計 317人

②10月の1日平均利用人数を計算します。

317人÷31日=10.22…（小数点以下切り上げ）⇒11人

1日平均利用人数は定員超過していますので、定員超過した翌月より解消されるまで利用者全員について所定単位数の70%に減算となります。2カ月定員超過が続くと指定の取り消しを行うことがあります。

ただし、この事例でも帰宅する利用者と利用開始する利用者が重なることがないようにした場合（12人の日がすべて10人となる）は延べ人数は303人となり、1日平均利用人数が9.77人となり、定員超過となりません。

●短期入所療養介護 定員超過利用減算 算定事例

A介護老人保健施設は従来型の100床の施設で空床型の短期入所療養介護を行っている事業所です。

①A介護老人保健施設は短期入所療養介護の送迎は朝9時に迎えに行き、帰宅の送迎は16時に行うと決めています。

ある9月の算定月の入所と短期入所療養介護の利用者数の平均利用者数は98人でした。

②施設の支援相談員は利用者数を月平均で定員を上回らなければよいことや、月平均の利用者数を算定する時の人数換算は「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「職員配置等基準」という。）の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする」とあるため短期入所療養介護の利用者は退所した日は含めないで平均利用者数を算定しました。しかし、③実際には短期入所療養介護の利用者の帰宅送迎は16時であり、利用開始の送迎は9時であるため、当日帰宅する利用者と利用開始する利用者の時間が重なり定員超過となっていた日が7日ありました。さらに10月の算定月の平均利用者数は97人でしたが、短期入所療養介護を利用開始する利用者と帰宅する利用者が重なる時間があった日が8日ありました。

11月の行政指導検査において9月、10月は定員超過であるため、11月より定員超過が解消されるまで所定単位数の70%の算定とするように指導を受けました。

算定のポイントは次のとおりです。

- ①短期入所療養介護の送迎時間は利用者、家族の状況を勘案し送迎時間を設定する必要があります。
- ②月平均の利用者数を換算する時は職員配置等基準に「入所する日を含み退所する日は含まない」とあります。しかし、利用開始する利用者と帰宅する利用者の時間が重なっていないことが算定上の基準となります。本事例の場合、帰宅する利用者と当日利用開始する利用者の時間が重なって利用している日があります。このような場合の平均利用者数は、重なっている時間はどちらも利用人数に換算します。短期入所生活介護も短期入所療養介護も「専用のベッド、居室をもうけること」が基準です。もし当日帰宅する利用者が帰るまでに離床している場合には、帰る時間までベッドが確保されていないということになり、定員超過となります。
- ③本事例の場合は2カ月連続して定員超過となり、定員超過が解消されるまで減算となります。定員超過利用の場合は超過した翌月より所定単位数の70%の算定となります。2カ月以上続くと介護保険の指定を取り消されることがあります。

本事例の短期入所療養介護は介護老人保健施設の空床型のため、介護老人保健施設入所利用者と短期入所療養介護利用者全員について減算となります。

人員基準欠如減算

人員基準欠如減算について入所施設サービス系（介護老人福祉施設，介護老人保健施設，短期入所生活介護，短期入所療養介護）の「看護職員」の減算事例と通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）の減算事例を紹介します。

入所施設において配置すべき職員の数は，前年度の利用者数の平均値を用いて次のように算定します。

●前年度の利用者数の平均値の求め方

- ・利用者数等の平均は，当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の全利用者等の延べ数を当該前年度の日数で除して得た数とする。
- ・平均利用者数等の算定に当たっては，小数点第2位以下を切り上げる。
- ・新設または増床分のベッドに関しては，前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む）の利用者数等は，
 - ア）新設または増床の時点から6カ月未満の場合：ベッド数の90%を利用者数とする。
 - イ）新設または増床の時点から6カ月以上1年未満の場合：直近6カ月における全利用者等の延べ数を6カ月間の日数で除して得た数とする。
 - ウ）新設または増床の時点から1年以上を経過している場合：直近1年間における入所者延べ数を1年間の日数で除して得た数とする。
- ・減床の場合には，減床後の実績が3カ月以上あるときは，減床後の利用者数等の延べ数を延日数で除して得た数とする。

●介護老人福祉施設 看護職員 人員基準欠如減算 算定事例

開設後1年以上経過した100人定員の介護老人福祉施設（空床型短期入所併設）において3人の看護職員を基準配置していました。看護職員A，Bの2人は常勤かつ専従看護職員であり，看護職員C，Dは非常勤かつ専従看護職員であり，常勤換算法で人員基準を満たしていました。C看護職員は1日8時間勤務，週4日勤務（週当たり32時間勤務）しており，D看護職員は1日8時間勤務，週3日勤務（週当たり24時間勤務）していました。なお，この施設の常勤勤務時間は就業規則で週40時間と定めています。

ある算定月の9月において非常勤看護職員Cが体調不良により入院加療が必要となり，9月20日から翌月10月末日まで出勤できなくなりました。

この場合まず，前年度の平均利用者数を算出し，利用者数に対する配置基準を満たしているかを確認します。

常勤専従職員の場合は，月途中での欠勤があったとしても勤務割上配置されていれば，翌月までに補充すれば人員基準欠如になりません。しかし，非常勤は実際に就労した時間で配置換算されますので，配置基準を満たす時間数が足りなければ人員基準欠如となりま

す。

具体的には、前年度の1日あたり平均利用者数を次のように算定します（「前年度の利用者数の平均値の求め方」参照）。事例では100人定員の施設の例です。

算定する年度の前年度平均利用者数（月当たりの総利用者数，空床短期入所含む）は次のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	28日	31日	365日
2,910人	2,976人	2,910人	3,038人	3,007人	2,940人	2,976人	2,880人	2,945人	2,945人	2,716人	3,038人	35,281人

$35,281 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 96.660\cdots$ （小数第2位以下切り上げ） $\Rightarrow 96.7$

これより、前年度の1日あたり平均利用者数は96.7人となります。

定員100人の介護老人福祉施設の看護職員の配置基準は、「入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三以上」と定められており、本事例の施設は、看護職員を3人以上配置しなければなりません。

9月の月あたり勤務時間数は次のとおりです。

勤務形態	9月1日～19日の非常勤看護職員の総勤務時間	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	9月延べ勤務時間数
常勤A	—	公	1	1	公	1	1	1	公	1	1	1	—
常勤B	—	公	1	公	1	1	1	1	公	1	1	公	—
非常勤C	1日8時間、週4日勤務(週単位の勤務時間32時間) 12日勤務×8時間 =96時間勤務	欠0	欠0	欠0	欠0	欠0	欠0	欠0	欠0	欠0	欠0	欠0	96時間勤務
非常勤D	1日8時間、週3日勤務(週単位の勤務時間24時間) 9日勤務×8時間 =72時間勤務		1		1		1			1		1	72時間+5日×8時間 =112時間

常勤の看護職員は2人いるため、上表において非常勤の看護職員の1カ月の総勤務時間を算出し、配置基準を満たすかどうか確認します。

96時間（非常勤看護師C）+112時間（非常勤看護師D）=208時間（総勤務時間）

常勤職員の月あたりの総勤務時間は1週40時間×4週=160時間

$$\frac{208 \text{ 時間}}{160 \text{ 時間}} + 2 \text{ 人(常勤看護職員)} = 3.3 \text{ 人}$$

事例の場合、9月については3.3人のため前年度利用者数に対する人員配置基準を満たしていることになります。

しかし、10月もC非常勤専従看護職員は休む予定ですので、10月分を算定してみましよう。10月分のD非常勤専従看護職員の常勤換算を算出します。

次に示す10月の看護職員勤務割表から、まず、『サービス提供日に配置された看護職員の延べ人数』を算出します。

	1日 (木)	2日 (金)	3日 (土)	4日 (日)	5日 (月)	6日 (火)	7日 (水)	8日 (木)	9日 (金)	10日 (土)	11日 (日)	12日 (月)	13日 (火)	14日 (水)	15日 (木)	16日 (金)
A	1	1	1		1	1	1		1	1		1	1	1		1
B	1	1		1		1		1			1	1	1	1	1	
C		1			1		1	1				1		1		1
	17日 (土)	18日 (日)	19日 (月)	20日 (火)	21日 (水)	22日 (木)	24日 (金)	24日 (土)	25日 (日)	26日 (月)	27日 (火)	28日 (水)	29日 (木)	30日 (金)	31日 (土)	
A		1		1	1	1		1		1	1	1	1		1	
B	1		1	1		1	1		1	1	1		1	1	1	
C			1		1		1			1		1		1		

このサービス提供日に配置された看護職員の延べ人数の算定の方法は、常勤専従の看護師の1カ月あたりの延べ勤務時間と専従非常勤看護師の延べ勤務時間を常勤従事者の1カ月の勤務時間（4週×40時間＝160時間）で除して算定します。

常勤専従看護師A、Bの月あたりの延べ勤務時間

$$1 \text{ 週 } 40 \text{ 時間} \times 4 \text{ 週} \times 2 \text{ 人} = 320 \text{ 時間}$$

非常勤専従看護師Dの月あたりの延べ勤務時間（10月は13日勤務すると仮定します）

$$13 \text{ 日勤務} \times 8 \text{ 時間} = 104 \text{ 時間}$$

$$320 \text{ 時間} + 104 \text{ 時間} = 424 \text{ 時間 (常勤, 非常勤の10月の総勤務時間)}$$

$$424 \text{ 時間} \div 160 \text{ 時間 (40時間} \times 4 \text{ 週)} = 2.65 \text{ (1日平均の勤務人数)}$$

10月は2.65人となります。これは100人定員の看護職員の人員配置基準を下回っています。さらに、介護報酬上の減算対象となる配置基準が1割を超えているかどうかを算定してみましよう。

$$\text{看護職員配置基準 } 3 \text{ 人} \times 0.9 = 2.7 \text{ 人}$$

看護職員が1月あたり 2.7 人より少なくなると1割を超えますので翌月より減算となります。本事例の場合 2.65 人となり1割を超えていますので、翌月 11 月からこの状態が解消されるまで減算となります。

●介護老人福祉施設（短期入所生活介護）介護・看護職員人員基準欠如減算算定事例

介護老人福祉施設では看護職員および介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者等の数が3またはその端数を増すごとに1人以上の配置が必要です。

つまり、100床利用の施設であれば介護・看護職員数は
 $100 \div 3 = 33.33 \dots \Rightarrow$ 介護・看護職員合わせて34人以上の配置が必要ということになります。
しかし、利用者数は前年度平均を用います。

開設1年以上経過した前年度の平均利用者数 96.7 人（空床型短期入所利用含む）の介護老人福祉施設において介護・看護職員を34人配置しており、うち看護職員（常勤専従）は3人であり、介護職員は31人（常勤専従25人、非常勤専従6人、1日8時間、週40時間勤務）です。

しかし、常勤専従の介護職員の2人の腰痛がひどく、介護職員として勤務ができなくなり、8月末日で退職し、また、8月半ばより産休で休んでいた非常勤専従介護職員（常勤換算法で1人換算職員）が9月末日で退職することとなり、さらに、非常勤専従介護職員（常勤換算法で1人換算職員）が結婚により8月末日で退職し、職員を募集しても人員が9月に補充ができませんでした。なお、この施設における週単位の勤務時間は40時間としています。

この事例では常勤2人が8月末日で退職し、非常勤の介護職員2人が8月に退職したり、勤務できなくなったりします。非常勤の場合は実際に勤務した時間で算定しますので、9月には4人の介護職員が欠如します。そのため、介護・看護職員合わせて常勤換算法で30人です。この時人員基準欠如が必要となる員数の1割を超えているかを算定します。

前年度平均利用者数 96.7 人に対する介護・看護職員必要数は
 $96.7 \text{ 人} \div 3 = 32.23 \dots$ （小数点以下切り上げ） \Rightarrow 33 人必要

9月の介護・看護職員数は30人ですから運営基準を下回っています。この時、介護報酬という1割を超えた人員基準欠如となるか算定します。

9月の看護職員（常勤専従）は3人、介護職員数は27人（常勤専従23人、非常勤専従4人）となります。このため、
当該月に配置常勤の介護・看護職員の延べ時間数 $26 \text{ 人} \times 40 \text{ 時間} \times 4 \text{ 週} = 4,160 \text{ 時間}$
当該月に配置非常勤の介護・看護職員の延べ時間数 $4 \text{ 人} \times 40 \text{ 時間} \times 4 \text{ 週} = 640 \text{ 時間}$
 $4,160 \text{ 時間} + 640 \text{ 時間} = 4,800 \text{ 時間}$ （当該月に配置された介護職員の勤務延時間数）
当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数

33 人×40 時間×4 週=5,280 時間

$$\frac{\text{当該月に配置された介護職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数}} = \frac{4,800 \text{ 時間}}{5,280 \text{ 時間}}$$

=0.9090… (小数第2位以下切り上げ) ⇒0.91

$$0.9 \leq 0.91 < 1.0$$

これにより、必要員数の1割を超えて人員基準欠如となっておりません。よって、翌月から減算されることなく、10月末日までに人員を補充すればよいのです。ただし、人員計算の場合、常勤換算法で算定しますので、早めに充足しないと時間数が足りなくなります。もし、この状態が続いた場合は翌々月(11月)より人員基準欠如が解消されるまで減算となります。

●介護老人保健施設(短期入所療養介護)人員基準欠如減算 算定事例

ある100床の介護老人保健施設の前年度平均利用者数(短期入所療養介護を含む)が96人でした。この施設では看護職員9人、介護職員25人の常勤職員配置を9月まで維持できていました。しかし9月30日に看護職員2人、介護職員2人が退職しました。

10月に看護、介護職員の補充をするために求人をしていましたが、求人がないため、人材派遣会社から10月20日より介護職員の非常勤職員A、B2人を常勤で採用することができました(A、B2人とも夜勤なし、日勤のみ)。

なお、この施設の就業規則の週単位の就業時間は40時間としています。

10月の非常勤職員A、Bの勤務日数は次のとおりです。

日	月	火	水	木	金	土
				1日	2日	3日
4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
		A, B	A, B	A, B	A	B
25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
A	B	A, B	A	A, B	A, B	B

非常勤職員A、Bの10月の延べ勤務時間

$$A, B \quad 9 \text{ 日間勤務} \times 1 \text{ 日} 8 \text{ 時間勤務} \times 2 \text{ 人} = 144 \text{ 時間}$$

看護・介護職員必要数を算出します。

96人(前年度平均利用者数)÷3(利用者3人に対し、看護・介護職員1人配置)=32(小数点以下切り上げ)⇒32人看護・介護職員が必要です。

次に 10 月の常勤換算した看護・介護職員数を算出します。

常勤の職員が勤務すべき時間数は 1 週 40 時間 × 4 週 = 160 時間

10 月の非常勤職員の常勤換算数は、

144 時間（非常勤の看護・介護職員勤務延べ時間） ÷ 160 時間（常勤の看護・介護職員の勤務すべき時間数） = 0.9 人（小数第 2 位以下切り捨て）

看護・介護職員合わせて 4 人退職しましたので、34 人 - 4 人 = 30 人

30 人 + 0.9 人 = 30.9 人

30.9 人ですので人員配置基準上 32 人で 3 : 1 の人員配置基準を満たさず、運営基準違反になります。しかし、介護報酬上の減算となる必要員数の 1 割を超えていませんので 11 月からの人員基準欠如減算にはなりません。

1 割を超えるとは、32 人 × 0.9 = 28.8 人

この人数を下回った場合には翌月の 11 月より人員基準欠如減算となります。

この施設の場合 A、B の非常勤職員が常勤換算で 11 月も勤務した場合には介護報酬上は減算にはなりません。

次に看護職員と介護職員の割合の 2 : 7 を満たしているかを確認します。介護老人保健施設において看護職と介護職の割合が「2 : 7 程度」とされています。しかし、「2 : 7 程度」という基準のため、看護職員数がこの割合以下である場合にすぐに人員基準欠如となるかは、都道府県により解釈が異なることやケースごとに判断するとしている場合が多いのです。

$$10 \text{月の看護・介護職員数 } 30.9 \text{人} \times \frac{2}{7} = 8.82 \dots$$

看護・介護職員 30.9 人の場合、看護職員は常勤換算で 8.82 人必要となりますが、10 月は看護職員が 7 人しかいません。

この事例の場合、看護職員 8.82 人必要に対し 7 人しかいませんので、 $7 \div 8.82 \approx 0.79$ となり看護職員は必要員数の 1 割を超えて人員基準欠如となり、11 月末までに看護職員を常勤換算で配置しないと人員基準欠如減算となります。

介護老人保健施設での人員配置基準では 100 人定員の施設では看護師 9 人に対し介護職員は 25 人、合わせて 34 人が 3 : 1 を満たす基準配置です。しかし、施設努力により介護職員が 28 人いた場合には比率を維持するためには看護職員が 10 人必要となりますが、「程度」という表記ですから、多少上限、下限があっても問題はありません。この時、看護師は 9 人でも問題はないでしょう。都道府県は「程度」の一般的上下限の範囲を 10% 程度と考えて判断することも多いです。問題のとなるのは下限の 10% に近い状態が 2 カ月続いた場合で、これは人員基準欠如と判断される可能性が高くなります。

通所介護の介護職員配置の基準と人員配置の算定方法

通所介護の算定事例の解説の前に通所介護の介護職員配置の基準と人員配置の算定方法について説明します。

【介護職員配置の基準】

次の1)、2)いずれの要件も満たすこと。

1) 単位ごとに、提供時間数に応じて、次の数の介護職員を配置する。

①利用者の数が15人までは1人以上

②利用者の数が16人以上は、15人を超える部分の利用者を5で除して得た数に1を加えた数以上

2) 単位ごとに、その提供を行う時間帯に常時1人以上従事が必要

【人員配置の算定方法】

提供時間数とは、平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）のことです。

提供時間数に応じた配置は次のように定められています。

①利用者15人までの場合

提供時間数（平均提供時間数）を5時間とした場合、介護職員の勤務延時間数を、提供時間数である5時間で除して得た数が、1以上になるようにします。この場合、5時間勤務の介護職員を1人配置すればよいことになります。

②利用者16人以上の場合

介護職員の勤務延時間数を、下記の計算式によって求めた数以上になるようにします。勤務延時間数とは、介護職員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計のことをいいます。

16人以上の場合の計算式：

確保すべき勤務延時間数 = $\{(利用者数 - 15) \div 5 + 1\} \times 提供時間数$

(例)

利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、

$\{(18 - 15) \div 5 + 1\} = 1.6$ となり、5時間の勤務時間数を1.6人分確保すればよいのです。つまり、5時間 \times 1.6 = 8時間の勤務延時間数の配置が必要となります。

表1 ●報酬算定区分別：平均利用延人数の計算方法

通所介護		介護予防通所介護	
3～4時間	利用者数×1/2	5時間未満	利用者数×1/2
4～5時間 (2～3時間を含む)			
5～6時間	利用者数×3/4	5～6時間	利用者数×3/4
6～7時間		6～7時間	
7～8時間	利用者数×1	7～8時間	利用者数×1
8～9時間		8～9時間	

※ただし、介護予防通所介護の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。

●事業所規模による区分の確認方法

1) 前年度の事業継続実績が6カ月以上の事業所の場合

1カ月当たりの平均利用延人員数を算定します。

- ・期間は、(算定を行おうとする)前年度の通所介護費を算定している月(3月を除く)。
- ・各月ごとに利用延人員数を算出する。利用延人員数は報酬算定区分により3～4・4～5時間は2分の1を、5～6・6～7時間は4分の3を乗じた数とする(表1)。
- ・(正月等の特別な期間を除いて)毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数に7分の6を乗じた数とする。
- ・各月ごとの利用延人員数を合算し、通所介護費を算定した月数(「営業月数」)で除する。

次のような表に前年4月から始まり翌2月までの各月ごとの利用延人数を入れて計算するとよいでしょう。

年									年			合計 A	合計 B
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

月平均利用延人員数(B) = A ÷ 営業月数

2) 前年度の事業継続実績が6カ月未満の事業所の場合

- ・利用定員の90%に、予定される1カ月当たりの営業日数を乗じて得た数を算定します。

月平均利用延人員数(B) = 利用定員 × 0.9 × 予定される1カ月当たりの営業日数

注1 「予定される1カ月当たりの営業日数」は、新たに事業を開始・再開または定員変更して事業を実施する月から1年間(例えば、7月から事業を開始する場合は7月から翌年の6月までの12カ月間)の1カ月当たりの平均営業日数とする。

注2 (正月等の特別な期間を除いて) 毎日事業を実施している事業所については、上記で算出した数に7分の6を乗じて得た数を1カ月当たりの平均利用延人員数とする。

注3 新規開設、再開事業所の場合や定員変更した事業所(以下の場合に限る)も含む。

- ・4月1日に前年度から定員を25%以上変更した場合
- ・新規開設した年度途中で定員変更した場合
- ・前年度実績が6カ月未満で年度途中で定員変更した場合

1), 2) 共に1カ月当たりの平均利用延人員数(B)により、事業所規模のいずれに該当するか確認します。

1月当たりの平均利用延人数	事業所規模による区分
$B \leq 300$ 人	小規模
$300人 < B \leq 750$ 人	通常規模
$750人 < B \leq 900$ 人	大規模(I)
$900人 < B$	大規模(II)

【留意事項】

・確認の結果、事業所規模による区分の変更がない場合は、届出の必要はありませんが、当該確認結果等を記録しておいてください。

・事業所規模による区分については、(算定を行おうとする)前年度の1カ月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費が区分されています。

・通所介護事業者が介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、介護予防通所介護事業所における前年度の1カ月当たりの平均利用延人員数を含みます。

●通所介護 人員基準欠如減算 算定事例

P通所介護事業所は6カ月以上事業実績がある事業所で定員30人です。前年度月平均利用者延数は27人でした。サービス提供時間は7時間の事業所です。

P通所介護事業所は日曜日以外サービスを提供しています。ある9月のサービス提供日数は26日でした。

P通所介護事業所には常勤専従の1人介護職員と非常勤専従の5人介護職員がおり、通常の勤務時間は以下ようになっていました。非常勤のE介護職員が9月より突然病気で休むことになりましたが、介護職員を求人したり、人材派遣に依頼しても確保できませんでした。

介護職員名	勤務時間	うち サービス提供時間	勤務時間	実際に勤務した 延べ勤務時間数
常勤介護職員A	8:30～17:30	9:30～16:30	7時間	21.5時間
非常勤介護職員B	8:30～13:30	9:30～13:30	4時間	
非常勤介護職員C	13:00～17:30	13:00～16:30	3.5時間	
非常勤介護職員D	8:30～17:30	9:30～16:30	7時間	
非常勤介護職員E	8:30～17:30	9:30～16:30	7時間	9月より病欠

表2：利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の簡易確認表

		平均提供時間数						
		3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間
利用者数	15人以下	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	16人	3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間
	17人	4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間
	18人	4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間	14.4時間
	19人	5.4時間	7.2時間	9.0時間	10.8時間	12.6時間	14.4時間	16.2時間
	20人	6.0時間	8.0時間	10.0時間	12.0時間	14.0時間	16.0時間	18.0時間
	25人	9.0時間	12.0時間	15.0時間	18.0時間	21.0時間	24.0時間	27.0時間
	30人	12.0時間	16.0時間	20.0時間	24.0時間	28.0時間	32.0時間	36.0時間

①「基準上満たすべき勤務延時間数」の算定方法

基準上満たすべき介護職員数は

$$(27-15) \div 5 + 1 = 3.4 \text{ 人}$$

$$3.4 \text{ 人 (基準上満たすべき介護職員数)} \times 7.0 \text{ 時間 (サービス提供時間数)}$$

$$= 23.8 \text{ 時間 (基準上満たすべき勤務延時間数)}$$

9月のサービス提供日数は26日ですので

$$26 \text{ 日} \times 23.8 \text{ 時間} = 618.8 \text{ 時間 (当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数)}$$

②当該月に配置された介護職員の勤務延時間数の算定

$$21.5 \text{ 時間} \times 26 \text{ 日} = 559 \text{ 時間}$$

$$\frac{\text{当該月に配置された介護職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数}} = \frac{559 \text{ 時間}}{618.8 \text{ 時間}}$$

$$= 0.903 \dots \text{ (小数第2位以下切り上げ)} \Rightarrow 0.91$$

0.90 ≤ 0.91 < 1.0 ですので1割を超えない人員基準欠如です。

人員欠如状態で運営基準は満たしていませんが、介護報酬上の減算となるのはこの状態が翌月も続いた場合です。1割を超えて人員欠如となった場合には翌月より減算となりますが、1割を超えない場合は、人員欠如となった当該月と翌月に満たすことができなかつた場合に減算となります。

表2は利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の表です。表2を参考にすると1日あたりの利用者数に応じた介護職員等のサービス提供時間が分かります。

●通所リハビリテーション 人員基準欠如減算 算定事例

A通所リハビリテーション事業所は、事業開始より1年以上が経過する、定員30人の通常規模の介護老人保健施設に併設された事業所です。前年度平均利用者数は28人でした。サービス提供時間は6時間以上8時間未満で、日曜、祭日以外はサービス提供を行っています。常勤の理学療法士1人、非常勤常勤換算の作業療法士1人、常勤看護職員1人、非常勤の常勤換算介護職員2人を配置していましたが、非常勤常勤換算の作業療法士は腰痛が悪化し、10月2日より勤務できなくなりました。理学療法士1人となるため人材派遣や求人をしたが補充できませんでした。

常勤の理学療法士および非常勤の作業療法士の10月のサービス提供時間の勤務日数および時間は次のとおりでした。

常勤理学療法士サービス提供日 勤務日数 22日

非常勤作業療法士サービス提供日 勤務日数 1日

①通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士、言語聴覚士はサービス提供日に配置された延べ人数をまず算定します。

理学療法士22人+非常勤作業療法士1人=23人

②10月のサービス提供日数は26日です。A通所リハビリテーション事業所で1日に従事すべき理学療法士等は1人以上であるため、計算式は以下のようになっています。

サービス提供日に配置された

$$\frac{\text{理学療法士等の延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} = \frac{23 \text{ 人}}{26 \text{ 人}} = 0.88\cdots \text{ (小数点第2位切り上げ)} \\ \Rightarrow 0.88 < 0.9$$

サービス提供日に配置しなければならない理学療法士等が1割を超えて欠如しているの
で、翌月11月に人員基準欠如減算となります。

■届出書類・必要書類

定員超過利用減算

定員超過について改めて理解しなければならないことは「介護報酬上の減算」と「運営基準違反」ということです。介護老人福祉施設の事例の場合、9月15日の時点で51人となり定員超過となっています。また、介護老人保健施設の事例の場合、10月22日の時点で51人となり定員超過となっています。この時点で運営基準の「定員の遵守違反」となります。また、定員超過は所定単位の70%に相当する給付としているのも定員超過を未然に防ぐ意図があるためです。定員超過は行政指導もしくは自主的に都道府県、保険者へ報告す

る場合にしか分かりません。定員超過利用減算は翌月より 70%給付となるだけでなく、サービス提供体制加算が算定できなくなります。また、基本報酬が下がるため、処遇改善加算も下がります。さらに、月平均を超えないものの、日々の定員を超えていることが常態化している運営基準違反が2カ月続く場合は、介護保険指定事業所として取り消しが行われる可能性もあり、注意が必要です。

人員基準欠如および各種加算に対する届出様式は各都道府県に用意されていますが、「定員超過」に対する届出様式はありません。基準にも「都道府県に届出するように」という記載がありませんが、行政指導により発見された時のみに減算となると解釈してはいけません。意図的や常習的に定員超過はしていないことを報告する意味でも、速やかに報告する必要があります。

介護老人福祉施設および介護老人保健施設においては届出様式がないですが、次のように届出をすればよいでしょう。各事業所は必ず日々の利用人員の記録をしています。これを算定しようとする暦月単位で表を作り、定員超過した日と算定方法で示した計算式を示し、都道府県と保険者へ報告します。場合によっては、算定月の日々の業務日誌等の写しもサービス提供日すべてに対し求められる可能性があります。

この届出が遅く、行政指導にて定員超過が確認された場合には「常習的に定員超過が意図的に行われている」と理解されることもあるので注意が必要です。

通所介護においては、定員超過利用については届出様式はありません。定員超過を都道府県に報告し、減算算定を行うことを確認し、その後保険者の過誤申立てを行います。

定員超過利用の減算は人員基準欠如より厳しいと理解する必要があります。人員基準欠如の場合、やむを得ない人員基準欠如（病欠や職員の都合によるもの、災害等）は発生する可能性もあるため必要員数の1割を超えない人員基準欠如であれば、翌月までに満たせば減算になりません。

通所リハビリテーションにおいては、定員超過の届出様式はありません。このため、事業所が都道府県、保険者に報告するか指導検査時に減算指導となるかのどちらかです。定員超過を都道府県に報告し、減算算定を行うことを確認し、その後保険者の過誤申立てを行います。しかし、通所系事業所は毎日、利用人数を記録しなければならず、上記のような月平均で超過していることはもちろんですが、日々定員超過が確認され、運営基準違反となっていることを管理者が指導しないということになり、2カ月連続すると指定事業所の取り消しが行われることもあります。

短期入所生活介護においては、定員超過利用についての届出様式はありません。定員超過利用の減算率が多いことは、未然に定員超過を防ぐ意味があります。

短期入所療養介護においては、定員超過についての届出様式はありません。定員超過が分かった時点で都道府県および保険者に報告するか、行政指導にて減算指導を受けることとなります。

人員基準欠如減算

介護老人福祉施設における人員基準欠如減算の届出は「届け出ている看護・介護職員の職員配置を満たせなくなった場合には、事業者または施設は該当することとなった職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと」とあるため、例えば1割を超えて人員基準欠如となり翌月早めに人員が補充できないことが確定した場合には、早めに「加算届出様式」および「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出することになります。

介護老人保健施設における人員基準欠如については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を算定しようとする月の月末までに都道府県に届出をします。

通所介護，通所リハビリテーションにおいては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出します。1割未満の人員欠如も1割以上の人員欠如も算定しようとする月の翌月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。

短期入所生活介護，短期入所療養介護においては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「ユニットごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を算定月の翌月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。